

## 洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討業務委託 仕様書

### 1. 事業目的

日本全体でカーボンニュートラルを進める中、国では、洋上風力発電は大量導入やコスト低減が可能であるとともに、経済波及効果が大きいことから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札として推進していくことが必要であるとしている。洋上風力発電の導入においては再エネ海域利用法に基づき手続きが定められており、一般海域を長期間にわたって占用することから、自治体として海域の利用に関し必要となる情報の収集及び提供を進めることとなっている。

県においては、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、洋上風力発電に関心のある地域に対して必要な情報の収集・提供などを進めるとしており、この一環として、県内における産業創出の可能性や経済波及効果などの情報を収集することを目的として本業務を実施する。

### 2. 業務名

洋上風力発電に係る新産業創出の可能性調査・検討業務委託

### 3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

### 4. 業務内容

以下の項目について調査等実施し、洋上風力発電導入について評価するとともに、県内への経済波及効果について分析し、まとめること。

なお、調査等の詳細な手法や内容については、県と協議のうえ決定するものとする。

- (1) 洋上風力発電に関する最新技術等の動向について調査し、排他的経済水域への洋上風力の導入も視野に入れ、今後の展開が見込まれる産業分野（工事・製品分野、メンテナンス業務など）について示すこと。また、その結果を踏まえ、県内調達の現状や拡大の可能性等について検証し、企業へのヒアリング調査を必要数実施すること。
- (2) (1)の結果等をふまえ、県内で洋上風力発電を導入する際の施工段階・施工後（運転・保守、撤去）段階別に費用項目を設定し、それぞれの項目に想定される費用を算出すること。また、施工段階・施工後（運転・保守、撤去）段階別に経済波及効果や雇用創出効果等を算出し、その結果について定量的な整理・評価を行い、経済波及効果等を拡大させる要因や、その拡大に向けた方策について提案すること。
- (3) サプライチェーン構築やメンテナンス等の工業的側面に加え、防災面や観光面、漁業面等での洋上風力発電の活用について、具体的な事例等を検証し、その短期的・長期的効果について示し、課題についても整理すること。

## 5. 業務の進め方

### (1) 実施体制

受託者は、契約書の条項に基づき実施責任者を設置し県に書面で報告するものとする。

### (2) 実施計画

ア 受託者は契約締結日から起算して10日以内に県と協議のうえ委託業務実施計画書を作成し、県の承認を得るものとする。

イ 受託者は、実施計画に変更が生じたときは、適宜県と協議を行い三重県の承認を得るものとする。

### (3) 中間報告

受託者は業務の進捗状況について県と協議のうえ中間報告を行うものとする。

なお、時期については発注者から別途報告するものとする。

### (4) 完了報告

受託者は、委託業務が完了したときは、契約書の条項に基づき遅滞なく委託業務完了報告書を県に提出するものとする。

### (5) 成果品の提出

ア 受託者は、業務が完了した時点で委託業務完了報告書とその報告書の概要版を提出するとともに、検査を申し出るものとする。

イ 成果報告書の体裁、部数、提出方法等

掲載する内容等は協議のうえ決定するものとし、委託業務完了報告書とその報告書の概要版について、いずれも電子データ（DVDまたはUSBメモリ）1セットと紙（A4両面）2部を提出するものとする。

ウ 成果品の帰属

本業務の成果品については、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なくして、これを複製、貸与、流用してはならない。

なお、廃棄を行う場合は機密情報保護に留意し適切に処理すること。また、受託者が成果品に有する著作権・人格権を有する場合においても県及び指定の者に対してこれを行行使しないものとする。

エ 成果品の補足・修正

本業務完了後、県が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は県の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

オ その他

受託者は、本委託業務を実施する際は関係法令等を遵守し、関係機関に対する手続きが必要な場合は適切に対応すること。

三重県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該

権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に県に協議すること。

## 6. 検査

検査は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

## 7. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

なお、県が必要と認めるときは、受託者からの請求に基づき、前金払いをすることができるものとする。

## 8. 変更に関する協議

業務内容の変更、及び契約期間の延長、及び契約金額の変更については、契約書の条項によるものとする。

## 9. 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

## 10. その他特記事項

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 三重県に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。
- (4) 業務内容は、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。

(5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

#### 1.1. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 中北、山本、大隅

電話：059-224-2316 ファクシミリ：059-224-2078

電子メール：[shinsang@pref.mie.lg.jp](mailto:shinsang@pref.mie.lg.jp)